

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 課徴金納付命令対象者（１）について

- (1) 金融商品取引法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格 3,795 円に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (4,455 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 4,465 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 4,500 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & - (3,795 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & = 600,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、600,000 円となる。

2. 課徴金納付命令対象者（２）について

- (1) 金融商品取引法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格 3,795 円に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (4,580 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & - (3,795 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 78,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

3. 課徴金納付命令対象者（３）について

- (1) 金融商品取引法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格 3,795 円に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (4,550 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 4,585 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & - (3,795 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ & = 154,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、150,000 円となる。

4. 課徴金納付命令対象者（４）について

- (1) 金融商品取引法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の

公表がされた後2週間における最も低い価格 3,795 円に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (4,430 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & - (3,795 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & = 571,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、570,000 円となる。

5. 課徴金納付命令対象者（5）について

(1) 金融商品取引法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格 3,795 円に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (4,390 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 4,545 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 4,660 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & - (3,795 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株}) \\ & = 1,734,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,730,000 円となる。